

コンポートの認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された果実、野菜又は花卉を使用し、県内で製造されている「コンポート」に適用する。

(定義)

第2 この基準において「コンポート」とは、全形又は適当な大きさにカットした果実、野菜又は花卉を原料とし、その原形を保持したまま糖液等とともに加熱殺菌したものをいう。

ただし、「食品表示法」(平成25年法律第70号)の食品表示基準別表第三「ジャム類」に該当するものを除く。

(品質及び品質表示)

第3 コンポートの品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」の食品表示基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	品 位	1 香味及び色沢が優良であること 2 病虫害痕及びへたその他のきょう雑物がないものであること 3 果実、果肉等の形及び量が適当で、果実、果肉等の大きさがそろっていること
	原 材 料 食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと 1 栃木県内で生産された果実、野菜又は花卉 2 砂糖類 3 糖アルコール 4 はちみつ 5 酒類 6 かんきつ類の果汁(含有率が4%以下である場合に限る)

(関係法令の遵守)

第4 コンポートの製造、表示にあたっては、第3に定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成27年11月11日から適用する。

栃木県特別表示食品認証要綱 (制定平成6年4月1日 最終改正平成27年11月10日)

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県内で生産される農産物を主原材料として、栃木県内で製造される加工食品等（以下「加工食品等」という。）について、特選の基準を設け、その基準に適合するものを栃木県特別表示認証食品（以下「認証食品」という。）として認証するのに必要な事項を定め、認証食品に対する消費者の信頼を高め、もって本県の農業及び食品産業の振興に資することを目的とする。

(対象品目)

第2条 前条に規定する認証食品の対象とする品目（以下「対象品目」という。）は、別表のとおりとする。

(認証基準)

第3条 知事は、対象品目ごとに、認証に関する必要な基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証基準を定めようとするときは、あらかじめ、加工食品の製造業者、行政機関、消費者等から意見を聴くものとする。

3 前2項の規定は、認証基準の変更を行う場合に準用する。ただし、その変更内容が軽微であると知事が認めたときは、この限りでない。

(認証を受ける資格)

第4条 次の各号のいずれにも該当する者でなければ、認証を受ける資格を有しない。

(1) 県内に対象品目の製造所を有する製造事業者（販売業者が当該製造事業者との合意等により製造事業者に代わってその品質に関する表示を行うことになっている場合は、当該販売業者）（以下「製造事業者」という。）

(2) 対象品目の製造又は販売について、法令の規定により許可を要する場合は、当該法令の規定により許可を受けた者

(3) 対象品目の製造又は販売について、法令の規定による営業の禁止、停止等の行政処分を現に受けていない者

2 第13条第1項第1号及び第2号の規定に該当することにより認証を取り消された者は、その取消の日から1年を経過しなければ、新たに認証を受けることができない。

(認証の申請)

第5条 認証を受けようとする製造事業者は、対象品目の製造所及び対象品目ごとに栃木県特別表示食品認証申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(認証の決定)

第6条 知事は、前条の規定により認証の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じ申請書を提出した者（以下「申請者」という。）の製造等の施設及び品質管理状況を調査するものとする。

2 知事は、対象品目が認証基準に適合していると認められるときは、認証の決定を行い、当該申請者に栃木県特別表示食品認証書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(認証の表示)

第7条 栃木県特別表示食品認証書の交付を受けた製造事業者（以下「認証事業者」という。）は、当該認証を受けた認証食品の包装、容器等に認証マーク（別記様式第3号）を付することができる。

2 何人も、認証食品以外の商品について前項の表示又はこれに類するものを用いてはならない。

3 知事は、前項の規定に違反した者について、当該商品の品目、製造事業者の氏名又は名称及び製造所の所在地を明らかにすることができるものとする。

(認証の有効期間等)

第8条 認証の有効期限は、認証を決定した日から3年間とする。

2 認証事業者は、認証の有効期間終了後も引き続き認証を受けようとする場合には、改めて第5条により認証の申請を行うものとする。

(届出)

第9条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、栃木県特別表示認証食品製造事業者申請事項変更等届出（別記様式第4号）により遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称を変更したとき。
- (2) 認証食品の製造所の所在地を変更したとき。
- (3) 認証食品の製造を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 認証を辞退するとき。

(認証書の再交付)

第10条 認証事業者は、栃木県特別表示食品認証書を亡失し、又は損傷したときは、栃木県特別表示食品認証書再交付申請書（別記様式第5号）を速やかに知事に提出し、その交付を受けなければならない。

(調査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、当該職員等をして認証事業者の事務所及び認証食品の製造所を調査し、当該認証食品の製造等の施設、品質管理、品質等について指導さ

せ、又は点検を行わせることができる。

(改善の指示)

第12条 知事は、認証食品が認証基準に適合していないと認めるときは、当該認証事業者に対し、改善のための必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

(認証の取消し)

第13条 知事は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の認証の決定を取り消すことができる。

(1) 第11条の調査等を忌避し、又は前条の指示に従わないとき。

(2) 不正な手段により認証を受けたとき。

(3) 第4条第1項の規定による認証を受ける資格を欠くに至ったとき。

(4) 第9条第4号の規定による届出をしたとき。

2 知事は、前項の規定により認証事業者の認証を取り消したときは、その旨を公表することができるものとする。

(実績報告)

第14条 認証を受けた者は、毎年度4月1日から3月31日までの認証マークの使用実績を栃木県特別表示認証食品認証マーク使用実績報告書(別記様式第6号)により、4月30日までに知事に提出するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年4月12日一部改正する。

この要綱は、平成9年12月19日一部改正する。

この要綱は、平成10年12月18日一部改正する。

この要綱は、平成12年3月10日一部改正する。

この要綱は、平成12年9月7日一部改正する。

この要綱は、平成13年2月15日一部改正する。

この要綱は、平成13年6月29日一部改正する。

この要綱は、平成14年3月6日一部改正する。

この要綱は、平成14年8月12日一部改正する。

この要綱は、平成15年6月2日一部改正する。

この要綱は、平成15年11月28日一部改正する。

この要綱は、平成16年4月1日一部改正する。

この要綱は、平成18年 3月15日一部改正する。

この要綱は、平成21年 3月 6日一部改正する。

この要綱は、平成21年 3月31日一部改正し、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 3月31日一部改正し、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 8月31日一部改正し、平成22年 9月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月10日一部改正し、平成27年11月11日から施行する。

別 表

対 象 品 目			
1	かんぴょう	18	納豆
2	ジャム類	19	小麦粉
3	果実ジュース	20	ワイン
4	生いもこんにゃく	21	栃木しゃもの薫製
5	みそ	22	焼酎
6	清酒	23	茶
7	ハム類	24	パン類
8	豆腐	25	ヨーグルト
9	油揚げ	26	農産物漬物
10	乾めん類	27	米穀粉
11	生めん類	28	乾燥野菜・乾燥果実
12	ソーセージ	29	コンポート
13	ベーコン類		
14	アイスクリーム類		
15	米菓		
16	甘露煮		
17	乾しいたけ		